

三 笠 市
令和5年11月13日

職員の懲戒処分について

1. 職位・年齢

主事 25歳

2. 処分内容

懲戒免職（令和5年11月13日）

3. 処分理由

職員は、令和5年5月から9月ころまでの間、計3回、市長交際費から現金10万2000円の公金を横領した。その際、発覚を免れるため、上司による定期確認のときには自己の現金を加え、その場だけ残額があるような形にして、隠ぺいを図った。その後、全額が返金されたものの、市政に対する信用を著しく貶めた。

4. 対策等

今後、同様の事件を起こさぬよう再発防止対策を進め、現金を取り扱う際の手順を見直すほか、全職員への教育、複数人での確認など、体制を強化してまいります。

5. 市長コメント

今回の事案では、行政に対する市民の皆さまの信頼を大きく失墜させ、また関係者の皆さまにも多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、大変重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後は、このような事案が再び発生しないよう対策を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。